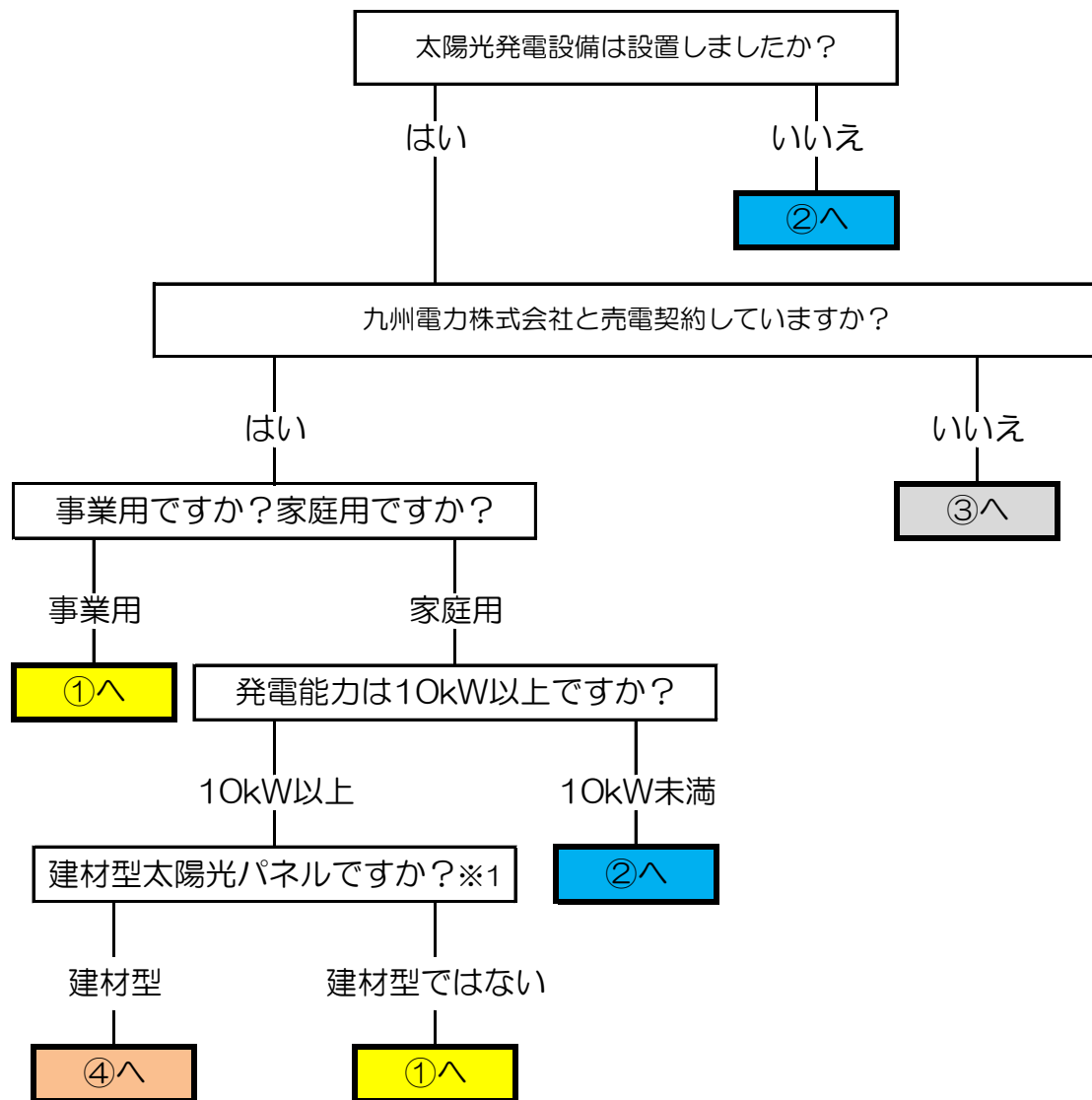




太陽光発電設備に係る判定フローチャート



① 事業用資産と見なされ、課税対象となります。
償却資産申告が必要ですので、申告書に記入し1月31日までに提出してください。

② 申告対象外です。

③ 今後、申告が必要になる場合があります。固定資産税の賦課期日は1月1日です。賦課期日時点で九州電力株式会社と売電契約を締結し稼働している場合は、その年度から償却資産申告が必要となる場合があります。再度、フローチャートを参考に申告する必要があるか判断してください。

④ 建材型ソーラーパネルは、固定資産評価基準により、家屋に付合するものとされ、償却資産申告は必要ありません。しかし、接続ユニット・パワーコンディショナー等の申告は必要です。

※1 ... 建材型太陽光パネルとは、屋根の建材として使用されているもので、屋根の上に架台(レール等)で設置されているものとは異なります。